

# 平成24年3月 川棚町議会定例会会議録 (第5日目)

平成24年3月26日月曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (15人)

1番	村井	達己
2番	竹村	一義
3番	福田	徹
5番	三岳	昇
6番	毛利	喜信
7番	田崎	一幸
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	朝長	敏
11番	小田	成実
12番	田口	一信
13番	森田	宏
14番	久保田	和惠
15番	山口	隆
16番	初手	安幸

## 欠席議員 (1人)

4番	堀田	一徳
----	----	----

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	三 岳 昭
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	原 清 子
住 民 福 祉 課 長	中 尾 剛
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	下 田 勝
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	住 吉 克 己

議事日程

日程第1	議案第12号	川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について	総務厚生常任委員長報告
日程第2	議案第13号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
日程第3	議案第14号	川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃
日程第4	議案第20号	平成24年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員長報告
日程第5	議案第21号	平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
日程第6	議案第22号	平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
日程第7	議案第23号	平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
日程第8	議案第24号	平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算	〃
日程第9	議案第25号	平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算	〃
日程第10	議案第26号	平成24年度川棚町水道事業会計予算	〃
日程第11	総務厚生常任委員会視察調査報告		
日程第12	議会活性化対策調査特別委員会視察調査報告		
日程第13	議会活性化対策調査特別委員会中間報告		
日程第14	閉会中の継続調査申し出（産業建設文教常任委員会）		
日程第15	議会運営委員の辞任		
日程第16	議会運営委員の選任		

閉 会

**議 長** ただいまから、本日の会議を開きます。

堀田一徳議員は、欠席の申し出がっております。

**議 長** 本日の日程第1から第3は、去る3月6日本会議において、また日程第4から第10までは、3月8日の本会議において各委員会に付託し、審査を行っていたものです。各委員長から審査報告書が提出をされておりますので、順次報告を求め、採決を行います。

これから日程第1、議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」日程第2、議案第13号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生常任委員長** 平成24年3月26日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生常任委員会委員長福田徹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記、事件の番号、件名、審査の結果。

議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」可決すべきものと決定。

議案第13号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」可決すべきものと決定。

総務厚生常任委員長報告。議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」及び議案第13号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成24年3月19日 (2) 審査場所、第3委員会室 (3) 出席者、委員、田口委員欠席、議長、議会事務局書記、住民福祉課長、社会福祉係長。

2、審査内容。主な質疑と答弁。

質疑、事業推進にあたってのキーパーソンは。

答弁、民生委員を予定している。

質疑、情報の共有にあたっては、本人の同意が求められるがどう進めるのか。

答弁、いろいろな機会を捉えて、同意を求めていく。

質疑、見守りネットワーク整備マニュアル策定委員会で出た意見は。

答弁、「支援者は遠くの親戚より近隣の方が良いのでは。」「牛乳や新聞の配達員を入れてはどうか。」「消防署や警察署と連携できないか。」などの意見があった。

質疑、個人情報の保護対策をどう考えているか。

答弁、関係者への研修や各地区、各団体の会合等へ出向き、説明を行う方向で協議会の議論をしていく。

### 3、審査結果。

討論はなく、全会一致で採択すべきものと決定した。

### 4、委員会の意見。

この事業は、災害時要支援者の避難対策としてスタートしたが、平常時の見守りも行われ、今回の条例制定で大きく前進する。ネットワークの設立後は、町民の協力が不可欠である。十分な説明を行い、多くの方の理解を得られたい。加えて、個人情報の取り扱いには注意しながら、条例制定の目的を果たしてもらいたい。以上でございます。

**議**            **長** これから総務委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで総務委員長に対する質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

**議**            **長** 議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認めます。これから議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありません

か。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第12号「川棚町地域見守りネットワーク協議会設置条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第3、議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

**総務厚生常任委員長** 報告致します。平成24年3月26日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生常任委員会委員長福田徹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名、審査の結果。

議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」可決すべきものと決定。

総務厚生常任委員長報告。議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査の期日、平成24年3月13日(2) 審査場所、第3委員会室(3) 出席者、委員全員、議長、議会事務局書記、健康推進課長、介護保険班係長2名。

2、審査内容。主な質疑と答弁。

質疑、改正後の保険料は県内でどうなっているか。

答弁、中間に位置する。

質疑、給付費とサービス受給者数が増加しているが。

答弁、グループホーム(1ユニット)の増設と認知症対応のデイサービス事業(1施設)の増設を行う。

質疑、その事業者の選定はどうするのか。

答弁、どちらも公募して決める。

3、審査結果。

討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。

介護保険料を抑制するためには保険給付費の縮減が求められる。そのためには介護予防に重点を置き、予算とのバランスを保ちながら予防事業の周知、活用を図り、予防対策の効果をあげるよう努められたい。

以上であります。

**議 長** これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

**14番久保田** グループホーム1ユニット増設とありますが、これは新規に増設されるのか、それとも今ある既存の施設で1ユニット増やされるのか。そしてあと二点お尋ねします。

この条例改正の内容の中なんですけれども、この老齢福祉年金受給者も第1号から引かれることになります。この老齢福祉年金というのは、一般の年金と違って年に3回の支給と思いますが、介護保険もこれに伴って4ヶ月分を引く

のか。それと、この第5号ですけれども、125万円以下、101.10%です。ね、これが国の基準では6号までだと思っただけですけれども、これを設けた理由と近隣でも、これを設けている自治体があるのかお尋ねします。

**総務厚生常任委員長** お答えします。増設というのは、既存のグループホームの中でそういうふうな1ユニットを増設されるというふうに聞いております。

二点目、三点目については質疑を行っておりません。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

**14番久保田** 議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」の反対討論を行います。

介護保険制度は、平成12年度にスタートして第5期を迎えます。1期目のスタート時の保険料は3万2,020円でしたが、今回6万1,200円と、2倍近くに値上げされます。夫婦で月に1万円を超します。介護保険では現在、給付費の20%、65歳以上の高齢者が保険料として負担しています。そのため高齢化で介護給付が増えるほど保険料は高くなります。その上、65歳以上の負担割合は3年ごとの改定で、1%ずつ引き上げられます。前回は20%でした。24年度からは21%になります。このままでは、団塊の世代が本格的に介護保険を利用する15年後には、平均月1万円超の保険料にもなりかねません。

一方、政府はもっぱら介護サービスを削る方向で、保険あって介護なしが一層深刻になりつつあります。生活保護受給者や老齢福祉年金受給者からも、保険料を取り立てる現行のやり方は今すぐ改めるべきです。国と自治体の負担割合を増やすことが必要です。こうした重い負担を高齢者に押しつけることは許せません。よって議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」は反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**15番山口** 確かに介護保険料が上がるというのは、お互いに負担が増えると

いうことは否めないわけですが、ただ大変高齢化が進行中でございます。高齢者が増加していくということは、いろんな観点から考えれば要介護者も増えることであろうと、これは当然予想されることでございます。そうすれば、いわゆる要介護者が増えるということが予想される中でですね、介護保険の主旨というのは、おそらくお互いに助け合うという精神、いわゆる互助の精神で運営されている部分もあろうかと考えられる。そういった意味からいけば、今後は介護予防等に重点を置くような政策をしながらもですね、やはり介護保険というのは維持されるべきだろうと考えております。そういった主旨から賛成を致します。

**議 長** これで、討論を終わります。これから議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定とされております。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数です。したがって議案第14号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第4、議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」から、日程第10、議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」までを議題とします。

予算審査特別委員会から審査報告書が提出をされておりますので、これから予算審査特別委員長に報告を求めます。

**予算審査特別委員長** それでは審査報告を致します。

平成24年3月26日、川棚町議会議長初手安幸様、予算審査特別委員会委員長村井達己。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名、審査結果。

議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第21号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第22号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第23号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第24号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第25号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」、原案可決すべきものと決定。

予算審査特別委員会委員長報告。議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」、議案第21号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第22号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第23号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第24号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」、議案第25号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」、議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1、審査の経過。

(1) 2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。「平成24年度川棚町水道事業会計予算」については、予算審査特別委員会で審査を実施した。

(2) 審査期日、分科会、平成24年3月12日、13日、14日、15日、16日（田崎委員欠席）。特別委員会、平成24年3月9日（田崎委員欠席）、14日（田崎委員欠席）、19日（田口委員欠席）、23日（堀田委員欠席）。

(3) 審査場所、第1、第2、第3委員会室及び現地。

(4) 出席者、委員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教育長、各担当課長、室長、次長、各係長。

2、審査内容、主要事項についての質疑と答弁。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での質疑。

質疑、駅前電光掲示板はイベントなどをするための撤去なのか。

答弁、老朽化による撤去である。現在もイベント等に使われている。撤去することで今まで以上に使い勝手が良くなるということである。

質疑、賦課徴収費の中で、差押えしたものを合同公売会にかけると思うが、本町ではどの程度のものがあるのか。

答弁、品物の数等については聞いていない。滞納者に対する意思表示になっているので、今後も続けていく。

質疑、ごみ袋52枚の配布方法は。

答弁、最初は出生届時、その後は検診時に渡すということである。4月1日までに3歳に満たない方は、各種検診時に、また1歳半の検診を終えているため、検診がない方は窓口での配布となる。

以上、質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査。

質疑、町内の農家に対して全国和牛共進会に向けての予算措置はしているのか。

答弁、個人ではなく、部会に補助される。

質疑、大村市に移転する選果場での取り扱いはみかんだけか。

答弁、本町に関係したものは、みかんとトマトである。

質疑、川棚小学校の改修工事の内容は。

答弁、運動場の排水工事であり、雨が降った後、短時間で使用できるような対策をするということである。

以上、質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査。

(3) 議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」の質疑。

質疑、山道浄水場第7次拡張事業は、16億円もかかるような大事業であるが、十分な事前説明が必要ではなかったか。

答弁、水道事業整備5カ年計画と長期計画に沿って進めてきた。昨年5月に

見直しを行った時点で、経過の説明をすべきだったと反省している。

質疑、企業誘致などで水需要が増えた場合でも、確保はできるということか。

答弁、約3,000トンの余力があるため、対応できると判断している。

質疑、移転した場合との比較検討をした上で、着手する考えはないか。

答弁、新年度の予算措置ができていないため、担当課で自主設計をし、職員で更に比較検討をしていく。その結果を議会に報告し、理解を得た上で着手する。

以上で、質疑を終了し討論、採決を行った。

### 3、審査の結果。

(1) 議案第24号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」、議案第25号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」、議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論、要旨。

子ども手当に対する年少扶養控除廃止により、個人町民税が増えている。子育て世代のお母さん達の生活が厳しくなることが伺える。よって反対する。

賛成討論、要旨。

前年度より2億1,200万円減額し、緊縮財政を行い立ち直っていこうという姿勢が見える。したがって賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(3) 議案第21号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論、要旨。

国民健康保険料の引き上げが行われる。今の厳しい状況の中での、値上げによる予算には反対する。

賛成討論、要旨。

医療費が高騰することにより、財政的に厳しい運営となる。基金を取り崩しながらも医療費高騰をカバーできる予算であり、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定し

た。

(4) 議案第22号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論、採決。

反対討論、要旨。

保険料が2,200円、賦課限度額も50万円から55万円に上げられる。介護保険の条例が可決されると介護保険料、後期高齢者保険料が上がる一方で、年金は削減されていく。よって反対する。

賛成討論、要旨。

病気をしやすい高齢者が増える中、円滑な制度運営には一定の保険料が必要である。よって賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(5) 議案第23号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論、要旨。

給付額が昨年より引き下げられている。十分なサービスが受けられるのか心配であり、反対する。

賛成討論、要旨。

高齢化が進めば介護の必要な方は増えていく。お互いに助け合うという互助の精神で運営されており、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

#### 4、委員会としての意見。

(1) かねてより課題としてきたパソコンのリースを購入で対応していくことを評価する。購入にあたっては費用対効果に心掛けられたい。

(2) 公共交通のアンケートは、交通弱者の声を反映したものと言えるのか、調査結果を精査し、実証実験にあたっては慎重に進められたい。

(3) 各種検診における受診率の向上は、町民の健康維持のためにもさらなる努力を求める。

(4) 有害鳥獣対策については、イノシシだけでなく、アライグマについても対策を検討すること。

(5) 選果場が大村市に移転しても、小串トマトブランドが守られるように努められたい。

(6) 基幹農道川棚西部地区については、住民の期待も大きいことから、早期完成に向けて進められたい。

(7) スーパーバイザー（臨床心理士）を配置することにより、児童生徒の不適応状態や教師の悩みなどが、より改善されることを期待する。

#### 5、付帯決議。

議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」は、原案可決すべきものと決定したが、付帯決議（別紙）が提案され、これを諮ったところ、全会一致で本件に対して付帯決議を付すことに決定した。

付帯決議。

議案第26号、平成24年度川棚町水道事業会計予算（案）に関する付帯決議。

平成24年度川棚町水道事業会計予算（案）における第4条（資本的収入及び支出）のうち、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、第3目、施設拡張費、山道浄水場第7次拡張事業にかかる予算執行については、今後の事業運営計画や財政計画を含めた将来構想を再度検証し、安全かつおいしい水を提供する事業を構築するよう検討し、その結果を議会に報告し、十分な説明を行い、理解を得た上で着手するよう求める。以上、決議する。平成24年3月19日、予算審査特別委員会。以上であります。

**議**            **長** これから予算審査特別委員長への報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで予算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

以上で、予算審査特別委員会に付託しました平成24年度各会計予算についての審査、報告ならびに質疑を終わります。

**議**            **長** これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」に対する討論、採決を行

います。予算審査特別委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

**1 4 番久保田** 議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」に対する反対討論。

1款1項1目、個人町民税の増加は、町民の暮らしが豊かになって増加に転じたものではありません。09年の総選挙の際の民主党のマニフェストで、子ども手当の満額支給は2万6千円と、年少扶養控除の廃止は、本来はセットの政策であったはずですが、それをなし崩し的に、子ども手当だけを削ってにおいて、年少扶養控除の廃止だけは予定どおりすすめられたことによるものです。子育て世代の負担増ということでの表れです。

10款2項2目の教育振興費の中の扶助費でも見て分かるように、小中高合わせると81万5千円の増加です。これが子育て世代の生活の厳しさを示しています。子育て世代の痛みを伴った個人町民税の増加には、賛成できませんので反対します。

また、8款2目のダム対策費です。2月22日の国交省有識者会議の流会の一部の地権者による妨害と伝えられておりますが、傍聴要求は極めて明瞭です。地権者の方達は、半世紀にわたって揺るぎなく反対されております。わずか2時間の審議で家、土地が奪われる、どんな審議がされるのか、この目で確認したいと思うのは当然です。また、九州経済調査協会の人口予測によると、旧佐世保市の人口は、この先25年間で26.4%減少するとされております。当然、給水量も減少し、ダムの必要性は益々なくなります。28年度の完成を目指すために来年度から付替道路、本体工事に着工するということですが、大変厳しいと思います。今こそ白紙撤回を決断すべきです。ダム対策費の計上により反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 3 番森田** 賛成討論を致します。

平成24年度川棚町一般会計予算においては、歳入歳出それぞれ52億9千万円、町税収入の伸びが低調な中であって、個人町民税、法人町民税ともに増加しており良好なことであります。歳入の40%以上を占める地方交付税に依存するものも財政構造上やむを得ない現象であります。歳出においては、社会保障費など、義務的な経費の増加傾向は象徴的に人口の高齢化現象に伴うもので、快適な安心な暮らしをさせる事業の一つで推進すべきものであります。こ

のような状況下において、前年度に比較、マイナス２億１，２００万円の縮減予算として、編成されており、最大の努力が評価されます。以上であります。

**議 長** これで討論を終わります。

これから議案第２０号「平成２４年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。議案第２０号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数です。したがって議案第２０号「平成２４年度川棚町一般会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

**議 長** 次に、議案第２１号「平成２４年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し、反対討論はありますか。

**14番久保田** 議案第２１号「平成２４年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

川棚町国民健康保険改定により、保険料が大幅に値上げされることとなります。川棚町の国民健康保険の世帯の８割以上が、７００万円以下の世帯です。滞納世帯も１８％、短期保険証、資格証明書の発行もあります。３月９日の私の質疑に対して、収納率を低く抑えた理由を雇用情勢が厳しい状況にあり、収納率を抑えた。また料金改定により減収するのではないかとの答えがありました。厳しさが十分分かった上での保険料です。先におこなった私の国保料の中の資産割を廃止すべきの一般質問に対しての町長の答弁は、資産割を廃止すれば他の項目を上げなければならないというものでした。そこには手を付けないままの値上げです。国保料は所得の低い世帯ほど保険料の収入に占める割合が高くなります。国に対して、県に対しても交付金、法定外繰り入れを要望されることを訴えて反対討論とします。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

### 3 番 福 田 賛成討論を行います。

国民健康保険事業におきましては、予算審査におきまして平成24年度の保険事業計画等を基に審査を行ったわけですが、その中で保険料改定がなされた後でも財政調整基金を取り崩すなど、非常に厳しい運営が続いております。そういった中で、重点項目を何点かあげて医療費の適正化、ならびに健康づくりの事業等にも計画が上がっております。そういった中で、国民健康保険事業の予算が適性に計画された予算だと判断し賛成致します。

議 長 これで、討論を終わります。これから議案第21号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものと決定とされております。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第21号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第22号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し、反対討論はありますか。

1 4 番 久 保 田 議案第22号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度の保険料は、2年ごとに改定されます。今回は、22年度に引き続き2回目の改定です。長崎県の値上げ幅は2,200円、賦課限度額も50万円から55万円に引き上げられました。この制度の財源の約1割が75歳以上の加入者が負担する保険料です。医療費や高齢者人口が増えるにしたがって保険料が増える仕組みです。医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者自身に感じ取っていただくという狙いです。保険料が払えず滞納し、

差押えを受けた人が2010年度全国で1,792人に上がることが分かりました。長崎県でも90人、644万円です。全国では、一件114円とか4千円、8千円など、わずかな額の差押えや、年金2ヶ月分13万円が振り込まれると同時に差し押さえられた例もあります。差押えは各市町村の判断で行われますが、厚生労働省は滞納処分の積極的な実施を促しています。川棚町の後期高齢者医療保険の加入者の7割は、年金からの天引きで滞納が生じない仕組みになっていますが、年金18万円未満の低所得者は天引きされないで、滞納が生じやすく、こうした方達が差押えの対象になりかねません。

年金の額は引き下げられる一方で、後期高齢者の保険料が上げられる。どうやって暮らせばいいのか、高齢者の方達の悲鳴が聞こえます。高齢者に対して冷たい制度は、即時、即刻止めるように国に対して要望すべきとして反対します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

**2 番 竹 村** 高齢化が進む中にありまして、適正且つ円滑な制度の運営こそがサービスを受けるものにとって不可欠と考えます。そのための予算になっていると捉え賛成致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで討論を終わります。これから議案第22号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって議案第22号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第23号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

**1 4 番久保田** 議案第 2 3 号「平成 2 4 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

今回の川棚町介護保険事業特別会計予算は、第 5 期介護保険事業による予算計上になっています。今回の基準額は年間 7, 2 0 0 円上乗せされた 6 万 1, 2 0 0 円と、介護保険事業がスタートしたときの 2 倍近くに値上げされました。年金世帯は、昨年 1 年間の消費者物価の変動に合わせて、4 月分の年金、6 月支給から支給額を 0. 3 % 削減されます。さらに、過去の物価下落時に給付額を据え置いたことなどによる差額 2. 5 % 分を来年度から 3 年間で解消するために、その一年目の分として 1 0 月分の年金 1 2 月支給から、0. 9 % 削減するとしています。政府は、2 0 1 3 年度以降は 2 年間でさらに残りの 1. 6 % を削減する予定です。みなさんもお存知のように、東京都立川市の母と娘さんの遺体が発見された事件です。介護していた娘さんが先に亡くなり。

**議 長** 討論は、簡明に願います。

**1 4 番久保田** はい。お母さんは衰弱死と見られます。母は認知症でしたが、介護は受けていませんでした。年金収入だけで、介護サービスは無理ということを受けておられませんでした。川棚町で絶対起きないということは言えない重大な問題です。介護保険の値上げは、年金生活者の生活を直撃します。収入に力のない方達への値上げはすべきではありません。むしろ免除すべきです。よって反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**6 番毛利** 私は、介護保険事業特別会計に対して賛成の立場で討論を行います。

本議案は、予算審査特別委員会において慎重な審議が行われ、賛成多数により原案可決すべきものと決定されました。確かに、保険料の値上げについては切実な問題であると思います。ただ、先の議会においても国保税改定の時も、我々は苦渋の決断を致しました。これはみなさんも同じ気持ちだったと思います。保険料を改定しなければ、本町の医療制度、介護制度、制度そのものが崩壊する。制度が崩壊すれば、被保険者が保健医療、介護医療を受けられないということになる。こういった事態だけは避けなければいけません。これからの対策として医療費の伸びをどのように抑えていくのか、こういうことを十分に

研究され、今後の保険事業の効果的な運営を期待致しまして賛成とします。

**議 長** これで討論を終わります。これから議案第23号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものと決定とされております。議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数です。したがって議案第23号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

**議 長** 次に、議案第24号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第24号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の採決を行います。

お諮りします。本案は予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第24号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第25号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第25号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」の採決を行います。

お諮りします。本案は予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第25号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。

お諮りします。本案は予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第26号「平成24年度川

「柵町水道事業会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

**議 長** ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、日程第11、総務厚生常任委員会視察調査報告を議題とします。総務厚生委員会から調査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

**総務厚生常任委員長** 報告致します。

平成24年3月26日、川柵町議会議長初手安幸様、総務厚生常任委員会委員長福田徹。

委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。記。

- 1、調査期日。平成24年1月25日から26日。
- 2、調査場所。宮崎県三股町及び熊本県菊池市。
- 3、出席者。総務厚生常任委員会委員全員、議長、事務局書記。
- 4、調査の目的。行政改革の取り組みについて、地域公共交通について。
- 5、調査の概要。別紙のとおり。

視察報告書のまとめ。期間、平成24年1月25日から平成24年1月26日。用務、行政改革の取り組みについて、地域公共交通について。用務地、宮崎県三股町、熊本県菊池市。

概要、三股町、行政改革について。

入札。三股町では、これまで一般質問等で多くの意見要望が出され、結果として議会としての決議や意見書が提出された。

三股町総合評価落札方式、特別簡易型を採用している。

都城市と地理的に密接な関係にあるため、地域貢献度を大きく評価している。

地場産業育成のため、町内業者の指名発注を優先している。

一定金額以上の町内業者でできない工事も共同企業体の制度化を図り、参入できるようにしている。

町単独の見直し。町単独補助事業を町民による事業評価（事業仕分け）をおこない、全140事業のうち30事業で実施し、評価結果は不要2件、見直し14件、現行どおり14件であった。

この結果を踏まえ再検討をおこない次年度予算に反映させ、町負担金審議会で経過の審議を行う。

地方公共交通について。バス赤字路線廃止に伴い、平成19年4月よりコミュニティバス「くいまーる」を町直営で運行開始した。

合併破たんによる近隣自治体との基金分配分としてバス37人乗り、2台を譲り受け、その後、補助を受けてワゴン車10人乗り、1台を増車した。

利用しやすいようワンコイン100円にこだわっている。子どもも同額であるフリーパス1ヶ月2,000円がある。

運営状況は、収入223万円、支出1,401万円である。

バス赤字路線運行補助金を出していた平成18年度と平成22年度を比較検討すると、100万円ほど町の持ち出しが少ない。

菊池市、行政改革について。

市立保育所の民営化。平成18年度から検討を開始し、平成24年4月から5園のうち3園を民営化。

築年数の新しい保育園は、建物評価額の4分の1の額（建設時の市の負担額相当）での有償譲渡とし、古い施設は5年以内での建て替えを条件とした。土地は、3園とも有償貸与である。

民営化にあたっては、検討から実施に至るまで十二分な時間と手間をかけ、市民の理解を得ながら進められている。

移譲先選定委員会委員には、大学教授、市外保育園経営者、税理士等が入り、公平性、公開性、専門性を基本とした。

公募は、保護者の要望で市内の保育所または幼稚園を経営している法人とした。

地域公共交通について。赤字路線バスの廃止に伴い、市街地と郊外で新しい発想によるバスとタクシーを住み分けた交通網を整備。

コミュニティバス（きくちべんりカー）。1乗車100円、子ども、身障者等50円で、市街地を1日7便8の字型で一周する。

バス会社への委託でなく赤字補填のかたちである。そのため、初期投資（バス購入）や維持経費が不要である。

運営状況は、年間600万円の赤字（補助）である。

予約制乗合タクシー（きくちあいのりタクシー）。ドアtoドアで、1日最大3往復、地区単位で運行日（曜日）と料金設定（距離）をしている。料金の上限を600円としている。

運営はタクシー業者に委託し、メーター料金と利用料金との差額、年間800万円を市が補助している。

担当者からの助言。よい事例があっても各自治体で状況は違うので、参考にしても真似はしない。

事前のアンケート調査は世帯主が記入することが多く、現実と違った方向性が出てきて結果として利用されないものができやすい。

事業の目的をはっきりさせることで、身の丈に合った持続可能な交通体系の構築が望まれる。

まとめ。行政改革について。

三股町の入札制度の見直しにおいて、議会が積極的にかかわり、行政と一緒に町内業者の保護育成にあたっている姿は印象に残った。

菊池市の市立保育園の民営化においては、公平性、透明性に配慮しながら、保護者や市民への説明を十分に行うなど、丁寧な事業推進の姿が伺えた。

地域公共交通について。

町自治体とも地域の特性に応じた独自の形態、運営方式を採用されており、住民の満足度も高いと思えた。

今回の視察で得たものを参考に、今後の委員会活動に役立てていきたい。以上であります。

**議** **長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** **長** 質疑なしと認め報告済と致します。

**議 長** 次に、日程第12、議会活性化対策調査特別委員会から視察調査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

**議会活性化対策調査特別委員長** それでは視察調査報告を致します。

平成24年3月26日、川棚町議会議長初手安幸様、議会活性化対策調査特別委員長村井達己。

議会活性化対策調査特別委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。記。

- 1、調査期日、平成23年8月22日、平成24年1月18日、19日。
- 2、調査場所、長崎県時津町、熊本県御船町、福岡県大刀洗町。
- 3、出席者、別紙のとおり。
- 4、調査の目的、議会活性化、議会改革、議員定数に関すること。
- 5、調査の概要、別紙のとおり。

調査の概要。長崎県時津町、人口3万207人、面積20.7平方キロメートル。

(1) 期日、平成23年8月22日、(2) 出席者、川棚町、委員、田崎委員欠席、議長、事務局長。時津町、議長、事務局長。

(3) 調査事項。

①議会基本条例、議会報告会について。

議会改革特別委員会を設置し、検討を重ねる中、先進地視察(北海道栗山町)を経て、議会報告会の実施に向けての取り組みがなされ、平成22年5月に10箇所で開催を実施した。

その後、基本条例及び通年議会の検討を開始し、平成23年4月から施行となるが、通年議会の導入は現在町長部局と調整中である。

②議員定数について。

議会改革特別委員会での協議や各議員へのアンケート調査を実施。また長与町の動向も考慮したうえで、平成19年4月より20人を4人削減し16人となった。

熊本県御船町、人口1万8,074人、面積99平方キロメートル。

(1) 期日、平成24年1月18日、(2) 出席者、川棚町、委員全員、議

長、事務局長。御船町、町長、産業建設委員、事務局長、主査。

(3) 調査事項。

①議員定数について。

平成15年、住民投票で8割が合併反対の結果となった。町単独としての町政運営を図り、行革を進めるために、平成19年より20人を4人削減し16人となった。

先進地（北海道栗山町）の視察後、報告会の開催を検討し、平成20年5月より平成23年8月の間、5回の報告会を実施した。

②議会基本条例について。

「町民と共に歩む議会」「行動する議会」「開かれた議会」を理念とし、議会基本条例制定特別委員会（6人）を設置した。

制定まで19回の委員会を開催する中、議会アンケート、シンポジウム、区長、町民、執行部との意見交換等を実施し、平成22年4月より施行する。議会基本条例制定は熊本県初。

議会基本条例に、通年議会、議会報告会、あおぞら会議、議会モニター、議会アドバイザーなどを規定し、議会の充実を図っている。

通年議会は一週目を全協、2週目を本会議、3週目を委員会、4週目を議会運営委員会とし、毎月開催している。通年議会は九州初であります。

議会だよりを毎月発行しているため、広報委員会を常任化し、現在は4常任委員会編成としている。

3、福岡県大刀洗町、人口1万5,411人、面積22.8平方キロメートル。

(1) 期日、平成24年1月19日、(2) 出席者、川棚町、委員全員、議長、事務局長。大刀洗町、議長、総務文教厚生、建設経済委員、事務局長。

(3) 調査事項。

①議員定数について。

平成16年、合併について住民投票を実施した結果、単独の道を選択し、自立のまちづくりを進めることにした。

行財政改革調査特別委員会を設置し、議員定数について協議を重ね、平成18年9月より14人から2人減の12人となった。

②議会基本条例について。

議会活動のあり方、議会基本条例、その他の議会改革に付随する課題の調査研究を目的とした、全議員による議会改革特別委員会を設置した。

調査研究の過程の中で、平成23年4月、議員を校区出身別の2班に分け、4校区の会場で議会報告会を開催した。

議会基本条例については、講師を招いての研修会や熊本県御船町への視察を実施するなど、平成25年度制定を目標に現在協議中である。

③休日議会について。これは一般質問のことです。

第1回目は平成20年9月23日（秋分の日）に開催。その後、平成23年12月まで14回、土日や振替休日日に開催した。

当初は傍聴席が少ないため、議員控え室をモニター室に代用したが、傍聴者数も減ってきたことから、モニター室での対応は3回で中止した。

調査結果のまとめ。

各町とも合併協議が破綻し単独運営となった結果、さらなる行革推進と議会改革への取り組みがなされるなど議員の努力が伺える。

議会基本条例については、制定したことですぐに何かが大きく変わったということではないが、各議員の意識、自覚の変化が伺えるとのことである。

本町議会においても議会活性化のためには、議員のさらなる資質向上と研鑽を重ねながら、できることから取り組み、議会自らが町民の中へ出向き、直接町民の声を聞く機会となる議会報告会の早期開催が必要である。

また、議会報告会については、町民からの意見、要望は持ち帰り、整理をしながら、誠意を持って対応するとともに継続していくことが大切である。

以上であります。

**議 長** これから委員長の報告に対し質疑を行います。

**14番久保田** 福岡県の大刀洗町のことですけれども、3ページに休日議会についてということで、一般質問を休日にされているんですね。行政側も出席するんでしょうから、行政側は休日出勤の取り扱いはどのようにしているんでしょうか。

**議会活性化対策調査特別委員長** 振休ということだそうです。

**議 長** 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め報告済とします。

**議 長** 次に、日程第13、議会活性化対策調査特別委員会中間報告の件

を議題とします。議会活性化対策調査特別委員会から、調査中間報告が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

**議会活性化対策調査特別委員長** 引き続き、中間報告を致します。

平成24年3月26日、川棚町議会議長初手安幸様、議会活性化対策調査特別委員長、村井達己。

議会活性化対策調査特別委員会調査中間報告書。本委員会の所管事務調査事件について、会議規則第47条の規定により別紙のとおり報告します。

1、調査事件、議会活性化、議会改革、議員定数に関すること。

2、調査期日、平成23年7月6日、8月8日、8月22日（視察調査）、10月12日、11月14日、平成24年1月11日、1月18、19日（視察調査）、1月31日、2月9日、議会運営委員会との合同委員会を開催しております。

3、調査場所、第1、第3委員会室。長崎県時津町、熊本県御船町、福岡県大刀洗町。

4、出席者、委員全員、議長、事務局長、議会運営委員。

5、調査の経過とまとめ。

地方分権の進展と共に議会の果たすべき役割は大きく、町民からの要望も高くなっており、議会の改革、活性化を図るべく、講演会の傍聴や視察調査などを実施しながら検討を重ねている。

これまで定例会予定日の早期周知方法、会議議事録を図書室に置き、紙ベースによる町民への開示、年に1度の議場開放、全員協議会における委員会報告のあり方などを提案し、数項目が決定づけられたところである。

また、議会活性化のためには、各議員のさらなる資質向上並びに研鑽が求められると共に、議会自らが町民の中に出向き、情報公開を推進しながら直接町民の声を聞く機会を作る必要があり、議会報告会（仮称）の早期開催を決定した。

現在、協議を続けている議員定数については、今後、議会報告会（仮称）を開催する中で、町民の意見も参考にしながら、次期改選前には結論を出すことを目標に取り組んでいきたい。

さらに、議会基本条例についても調査、研究を継続していく。以上であります。

**議**            **長** これから委員長報告に対し質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め報告済みと致します。

**議**            **長** 次に、日程第14、閉会中の継続調査申し出（産業建設文教常任委員会）の件を議題とします。産業建設文教常任委員長から、家庭、学校、地域と連携した教育行政について、会議規則第75条の規定によりお手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出がっております。

お諮りします。産業建設文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、産業建設文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

**議**            **長** 次に、日程第15、議会運営委員の辞任を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、久保田和恵議員の退場を求めます。

（久保田議員退場）

**議**            **長** 久保田和恵議員から、諸般の事情により議会運営委員を辞任したいとの申し出がっております。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任することを許可することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって久保田和恵議員の議会運営委員辞任を許可することに決定致しました。本件の採決が終わりましたので、久保田和恵議員の入場を許します。

(久保田和恵議員入場)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第16、議会運営委員の選任を議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。議会運営委員に朝長敏議員を指名したいと思います。異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました朝長敏議員を議会運営委員に選任することに決定を致しました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで、本日の日程は全部終了致しましたので、会議を閉じます。平成24年3月川棚町議会定例会を閉会します。ご起立願います。お疲れ様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により，署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_